

マイナンバー制度導入に伴う厚生年金保険各種届出書類の 回付事務委託契約について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃は、健康保険組合の事業運営に格別のご厚誼を賜り心からお礼申し上げます。

また、マイナンバー(個人番号)届出書のご提出につきましてご尽力を賜り重ねてお礼申し上げます。

さて現在、当健康保険組合では、健康保険の各種届出書類のうち、厚生年金保険分と共通様式となっているもの等については、厚生年金保険分の届出書類を当健康保険組合から日本年金機構事務センターに送付する「回付事務」を実施しております。

しかし、平成 29 年 1 月以降につきましては、番号法の規定の中に健康保険組合が厚生年金保険に係るマイナンバー記載の書類を取り扱う根拠がなく、一部の条文に抵触することから回付事務を行うことができなくなります。

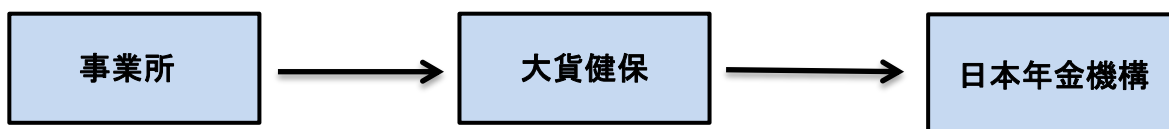
しかしながら、当健康保険組合といたしましては、事業主のみなさまの事務負担軽減となること、健康保険及び厚生年金の届出内容に相違を生じさせないこと等から、引き続き回付事務を継続実施したいと考えております。

そのためには、別紙の「回付事務委託契約書」が必要となりますので、契約書 2 通に事業主印を押印のうえ、1 通を事業所の控えとして保管いただき、もう 1 通を同封の返信用封筒にて**平成 28 年 12 月 22 日(木)**までにご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただけず契約書をご提出いただけない事業所におかれましては、回付事務の取扱いができなくなるため、厚生年金保険分の届出書類につきましては、事業所に返却させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。

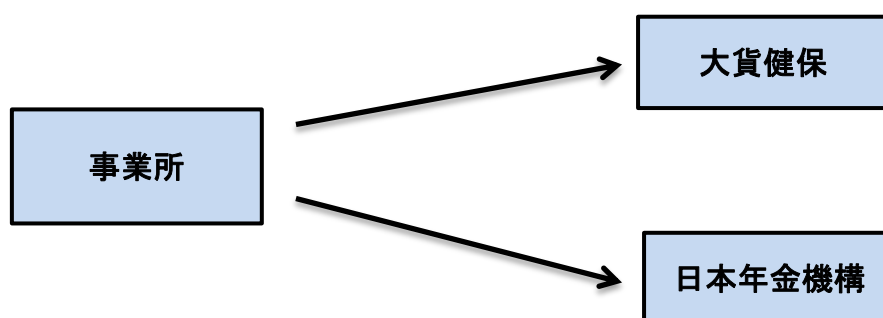
※ 回付事務イメージ

●委託契約あり(従来方式)●



※ 申請書は当健康保険組合のみに送付いただきます。

●委託契約がない場合●



※ 当健康保険組合と日本年金機構の両方に申請書を送付いただくことになります。

お忙しい中恐れ入りますが、ご提出のほどよろしくお願いたします。

お問い合わせ先

大阪府貨物運送健康保険組合 総務係 06-6965-2345